

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例の一部を改正する条例

仙台市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の施行に関する条例（平成十二年仙台市条例第六号）の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「第十四条第十五項」を「第十四条第十三項」に改める。

附 則

この条例は、令和八年五月一日から施行する。